役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人ルピナス会（以下「この法人」という）の定款第９条及び第２３条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、施設に勤務している役員は除く。

２　評議員には、定款第９条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤理事に対する報酬の額は、別表１の範囲内で、毎年評議員会が決定する。ただし、理事が職員としての立場を有する場合には、報酬は支給しない。

２　非常勤理事及び監事に対する報酬は、別記１「非常勤理事長、非常勤理事及び監事に対する報酬」に定める額とする。ただし、業務報酬等については本規程５条による。

３　評議員に対する報酬は、別記２「評議員の報酬」に定める額とする。

４　全理事に対して、各年度の総額が 17,000,000 円を超えない範囲で、別記１及び別表１に定めた額を報酬として支給することができる。総額には、職員としての立場を有する者の給与の額は含まれない。

５　全監事対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、別記１及び別

表１に定めた額を報酬として支給することができる。

（役員の業務報酬等）

第５条　理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員としての立場を有する場合には、報酬は支給しない。

２　業務執行理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。ただし、業務執行理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

３　その他役員が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表１により報酬を支払うことができる。ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第６条　役員等及び評議員に対する報酬計算期間は、月の 16 日から翌月 15 日までとし、その支給日を毎月 25 日とする、ただし、その日が休日に当たるときは前日において、もっとも近い休日でない日を支給日とする。

２　報酬は通貨で本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成２９年６月２３日から施行する。

この規定は、令和２年３月１９日から施行する。

この規定は、令和２年10月１日から施行する。

この規定は、令和３年５月１６日から施行する。

別記１　非常勤理事長、非常勤理事及び監事の報酬
理事会等に出席の都度、一人一律6,000円

別記２　評議員の報酬
評議員会出席等の都度、一人一律 6,000 円

別表１（業務報酬等）

種　別	区分	報　酬
理事長業務報酬等	常勤（在任 10 年以上）※1	年額 15,000,000 円以内※2
理事長業務報酬等	常勤（在任５年以上）※1	年額 12,000,000 円以内※2
理事長業務報酬等	常勤（在任５年以下）※1	年額 10,000,000 円以内※2
理事業務報酬等	常勤（在任 10 年以上）※1	年額 10,000,000 円以内※2
理事業務報酬等	常勤（在任５年以上）※1	年額 8,000,000 円以内※2
理事業務報酬等	常勤（在任５年以下）※1	年額 7,000,000 円以内※2
理事長業務報酬等	非常勤	日額 20,000 円
業務執行理事業務報酬等	非常勤	日額 20,000 円
理事・監事業務報酬等	非常勤	日額 10,000 円

※1　在任期間は通算することができる。

※2　年額は毎年評議員で決定することとし、その 12 で除した額を毎月支給する。